

株式会社スズマサ 行動計画

すべての社員がその能力を発揮できる雇用環境を目指し、仕事と育児その他家庭生活との調和を図りやすい環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和3年11月1日から令和8年10月31日までの5年間

2. 内容

目標 1 社員全員が育児関連情報に精通する。

・育児中の者以外の社員も育児に関連する制度等の理解を深め、育児をしやすい職場環境を整備する。

<対策>

- 令和3年11月～ 産前産後休暇、育児休業など育児に係る法令・就業規則上の制度について、リーフレット等を事務所に備え付け又は配布し、就業規則等の閲覧を促し周知する。

目標 2 毎日をノー残業デーにする。

・原則として残業はしないこととする。

<対策>

- 令和3年11月～ 全社員を対象として、原則、残業を禁止し、夜働かず早く自宅へ帰るよう促す。業務上どうしても残業が必要な場合は、できる限り当該状態が続かないように皆が協力することを求める等の配慮をする。

目標 3 子どもの送迎を行いやすい職場環境を整備する。

・幼稚園、保育園等への送迎をしやすいよう、労働時間を臨機応変に変動できるようにする。

<対策>

- 令和3年11月～ 子どもを送迎するために通常と異なる出退勤時間を希望する者に対して、事前に申請し承認されたものについては遅刻又は早退の扱いをしないこととする。

目標 4 子どもの出生時に父親が休暇を取得しやすくする。

・子どもの出産に立ち会えないことが無いようにする。

<対策>

- 令和3年11月～ 配偶者の出産予定日が明らかな者に対しては、配置場所、業務内容等に配慮し、いつでも切り上げて病院等へ向かうことができるようにする。また、出産立ち合いのための年次有給休暇に対しては、時季変更権は行使せず、就業規則の定めにかかわらず即日取得できるものとする。

目標 5 子を連れて勤務できる環境を整備する。

・本人が希望する場合に、できる限り子連れ出勤できるようにする。

<対策>

- 令和3年11月～ 事務所内勤務の社員であって会社が認めた場合は、デスク周辺に子を保育するためのスペースを用意する。事務所外勤務の社員であって、会社が認め、面倒を見ることを了承した事務所内社員がいる場合は、子を当該社員に預け、職務に従事することができるようにする。